

【件名】新型コロナウイルス（ナミビア政府による措置の緩和）

【ポイント】

11月12日、シャングラ保健・社会サービス大臣は、ナミビアにおける最近の感染状況、ワクチン接種の進捗状況、11月16日以降の新型コロナ対策措置等について発表しました。新たな措置については下記4.のとおり集会の人数制限が現行の200人から500人に緩和された点を除き大きな変更点はありません。シャングラ大臣のステートメントの主要な点は以下のとおりです（今回発表された原文は以下のリンクをご覧ください。）。

（保健大臣ステートメント） <https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100259921.pdf>

【ナミビア政府発表要旨】

1 ナミビア全域において、新型コロナ新規感染者数、入院患者数、死者数とも過去6週間にわたり減少傾向を維持している。これは、現在実施中の重層的措置の効果と考えられ、引き続きこれらの措置の継続が必要。（現行措置が開始された）10月16日から11月11日までの間、36,134件の検体が検査され、737件の陽性が確認された（陽性率2.0%であり、前回措置期間の3.6%から減少。）。死者数は26人であり、ほぼ全員がワクチン接種を受けていなかった。

2 ワクチン接種については、以下のとおり。

（1）11月11日現在、接種要件を満たす対象者に対する1回接種済み比率は22.9%、2回接種済み比率は18.6%であるが、1日当たり接種人数が1,900人以下にまで減少していることが気がりである（7月～9月までは3,500人～4,000人/日）。ワクチンの確保量は十分であり、今後も12月にかけて追加供給が予定されている。来年3月末までの集団免疫確保という目標達成に向けて、ワクチン接種を一層進めなければならない。

（2）12歳から17歳までの年齢層に対するワクチン接種は、新型コロナに感染した場合に重症化リスクの高い医学的要件を満たす対象者から開始し、段階的に拡大していく予定。ナミビアで利用可能なワクチンのうち、この年齢層にはファイザーが推奨される。

（3）異種ワクチンの混合接種については、安全性や効果についての研究が引き続き進められているが、これまでのところ、WHOも混合接種は推奨していない。

（4）ブースター接種については、個人及び社会全体にとってのメリットとリスクを十分に比較検討した上で決定されなければならない、したがって、ナミビ

アにとって現在優先すべきは、集団免疫を確保するために未接種者への接種を進めることである。

3 ナミビアのみならず世界各地で、偽造PCR陰性証明書を用いて不正に入国を試みるといった事件が発生している。将来、ワクチン接種証明書が普及すれば、これについても同様の事件が発生するであろう。11月8日、ナミビアは、入管手続の際にPCR陰性証明書の検証を効率化するシステム(Trusted Travel System)を立ち上げ、12月1日までに完全に稼働させる予定である。また、デジタル方式のワクチン接種証明書の導入に向けた検討も開始している。

4 11月16日から12月15日までの措置(現行措置からの主な変更点は以下のとおり)。なお、現在の疫学上の傾向が特段の変化無く続く場合には、これらの措置は明年1月15日まで自動延長される。

(1) ナミビア入国時にPCR陰性証明書の提示が必要なことは従来どおり(当館注:渡航者は、ナミビア到着前7日以内に検体を採取して取得したPCR陰性証明書を入国時に提示しなければならない。)

(2) 集会の人数制限は500人までに変更する(現行は200人)。ただし、不必要な集会は避けるとともに、集会を行う場合には感染予防措置(対人距離の確保、マスク着用等)の徹底が必要である。

【ご参考】

○日本国厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

(感染症情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所(コロナウイルスに関して)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考: 査証についてのご案内(外務省HP)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(連絡先)

在ナミビア日本国大使館 領事班

住所：78 Sam Nujoma Drive, Klein Windhoek, Windhoek, Republic of Namibia 開館時間：8:30-12:45 13:45-17:00

電話：+264 61 426 700

FAX：+264 61 426 749

E-mail：consul@wh.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delate>